



神奈川県 消防設備会報

第51号 令和6年8月



朝焼けの鵠沼海岸

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1番地(シルクセンター4F 408号室)
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<https://www.02-ksk.or.jp>
E-mail: info@02-ksk.or.jp

消防設備会報（第 51 号 令和 6 年 8 月）目次

理事長あいさつ	（一財）神奈川県消防設備安全協会理事長	黒澤 麻志	1
寄稿	消防法施行令第8条関連（別棟みなし規定）の改正等について		
	藤沢市消防局 参事兼予防課長	工藤 秀明	2
表彰の荣誉に輝いた方々			5
優良点検事業所認定制度の活用を！			6
令和6年度第1回理事会・評議員会の概要			
	令和5年度事業の実施結果概要		8
	役員等の選任		12
令和6年度事業の概要			14
令和5年度消防設備士等試験実施結果（消防設備士試験・一般危険物取扱者試験）			16
点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！			18
消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿			19
防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内			20
令和6年1月以降の主な通知等・協会からのお知らせ			24

表紙:朝焼けの鵠沼海岸

海に突き出す防波堤を進んで行くと先端に水溜まりがあった。

幅 1m、深さ靴底ほど。目線の高さから見ても小さく空を映しているだけ。でも

目線を水面まで落とすと一気に空間が広がる。更に画面真ん中に波を配置する事で

動と静の対比を表現できた。目線を変える＝新しい出会いをもたらしてくれるもの。

但し這いつくばって水溜まりと格闘している自分是不審者にしか見えなかったと思う。

（写真・文提供：株式会社東晃防災 清水正仁 様）



理事長あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会
理事長 黒澤 麻志

夏空の元、街の活気に日常が戻ったことを感じます。3年を超える長い異常事態に、変革が余儀なくされた部分もあり、また改革の追い風となった部分もあったのではないのでしょうか。

2024年、今年こそは良い年に、という思いでスタートした新年早々、最大震度7という能登半島地震が発生し、甚大な被害が発生しました。また、地球温暖化の影響でしょうか、各地で線状降水帯が発生し猛烈な雨による土砂災害や住宅等への浸水、川の増水・氾濫といった被害が発生するなど自然災害はいつどこで発生するかわからず、その発生を食い止めることもできません。

そのため、日頃から万が一のための準備、対策がとても大切であり、災害対策の迅速化、被災者支援の強化、防災意識の向上などが益々重要となっています。

一方、火災などの人為的な災害は、予防対策を講じることで、ある程度防止することが可能です。建物の所有者、管理者の皆様が、日頃から設置してある消防用設備が有事には正常に機能するよう防火・防災の意識と責任をもって点検・整備することは、欠かすことが出来ません。

今回の能登半島地震では、震源地から少し離れた場所においても、揺れに伴い「消火水槽の満水警報」「泡消火設備の消化液放出」「スプリンクラー配管の破損による放水」「防火戸の閉鎖」といったような消防設備の作動や不具合等が多数報告されており、揺れが収まった後、万一火災が発生した場合には消火活動が出来ないといった2次被害の恐れがあったと聞いています。

我々としては、このような教訓をしっかりと受け止め、安全な社会基盤、住民の生命と財産を守る一端を担うという役割の認識を新たにし、時代の要請を受けながら、会員の皆様の持つ技術と人の力を結集し、安心安全な社会基盤づくりのお役にたっていきたいと考えています。

また、行政機関、関係団体の皆様と連携、協力して、会員の皆様、県民の皆様に対し、より一層お役にたてるよう全力を尽くしてまいります。

最後に、会員各位のご隆盛をご祈念申し上げるとともに、今後ともより一層のご支援とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

消防法施行令第8条関連（別棟みなし規定）の改正等について

藤沢市消防局

参事兼予防課長 工 藤 秀 明

1 はじめに

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律第4条の規定による建築基準法の一部改正により、防火規制に係る別棟みなし規定（建築耐火別棟）の創設や建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化（特定主要構造部と損傷を許容する主要構造部の区分）が行われました。（令和6年4月1日施行）

これを踏まえ、消防法第17条第1項の規定に基づき消防法施行令（以下「令」という。）で定める消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に係る規定においても整備を行う必要が生じ、消防法令上も改正等が行われることとなりました。

2 消防用設備等の規制

消防用設備等の設置単位は、その一部（屋外消火栓設備や消防用水など）を除き、原則は一つの「棟」としています。

まずは、その「棟」に着目し、用途、面積、建築構造、無窓階判定、収容人員、階層等々に応じて消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準が定められています。

この原則によらない消防用設備等の設置についての考え方が、従前の令第8条に規定された所謂「令8区画」と今回廃止された消防安第26号通知（以下「26号通知」という。）による渡り廊下、地下連絡路、洞道等での接続による「廊下接続等の別棟扱い」（昭和50年3月5日消防庁安全救急課長通知）でした。（他にも令9条の2、緩衝帯などがありますが、割愛します）

端的に触れると「令8区画」は、原則として開口部のない耐火構造の区画形成や近傍の開口部措置などを行うことにより消防用設備等の設置基準をそれぞれの「区画ごと」とするものであり、「廊下接続等の別棟扱い」は、渡り廊下等で接続された複数の棟について、廊下等接続部分の距離、幅員、開口部の措置などにより消防用設備等の設置基準をそれぞれの「棟ごと」とするものです。

今回の令第8条関連の改正等は、これら消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に係る別棟みなし規定の拡充を図ったものになります。

3 あり方検討会及び検討部会での検討

令第8条関連の改正等について、令和5年7月26日から令和6年1月29日まで「予防行政のあ

り方に関する検討会」「消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会」が開催されました。

消防用設備等に求められる性能は、初期火災の拡大抑制、避難安全支援、消防活動支援に大別されることを踏まえつつ、令第8条の区画等における要求すべき性能として、延焼拡大防止、煙影響防止、動線確保について技術的な要件の検討が行われ、その結果が令和6年2月に「建築防火に関する別棟みなし規定の創設を踏まえた消防法令の対応について（とりまとめ）」として示されました。検討会等と同時並行的に行われた意見公募の後、「消防法施行令の一部を改正する政令」が令和6年1月17日、「消防法施行規則（略）の一部を改正する省令」及び関連告示が令和6年3月29日に公布され、いずれも令和6年4月1日に施行となりました。

4 改正の内容

令和6年4月1日に施行となった新たな令第8条は、複数条建て構成となり、第1号で従前の令8区画を定義し、第2号で建築防耐火別棟及び26号通知の廊下接続等の別棟扱いの規定を新設しました。（詳細は、総務省令で定める措置が講じられたものとして消防法施行規則（以下「規則」という。）第5条の3及び令和6年消防庁告示第7号で規定されています）

令第8条第1号及び第2号の26号通知の部分については、今まで通知にて運用が示されていた内容をベースとして法制化されたものであり、殊更新しい考え方が示されたものではありませんが、建築防耐火別棟の部分については、消防法令上、新たな考えの導入となります。

この令第8条第2号から紐づく規則第5条の3第2項第1号は、建築防耐火別棟すなわち「渡り廊下又は火災の発生のおそれの少ない室（コア）」を介して接続された建築基準法令上の建築物等の別棟扱いの適用があるものだけを対象としています。このことは、仮に令第8条第2項に該当するとして別棟扱いの申請がされたとしても、建築基準法の別棟みなし規定の基準（建築基準法施行令第109条の8、別の建築物とみなすことができる部分）をクリアしていなければ、令8区画の適用対象とはならないことを示しています。さらに防火戸は、遮煙性能を有するものとすることや、あり方検討会等でも意見のあった「建築基準法上は、別棟とされた建築物の部分に階段が存在しないことも理論上ありえる」ことについて、各ブロックそれぞれに避難階、地上に通ずる直通階段を設けることなど、建築防火耐火別棟に条件を付加し、強化を図っています。

また、規則第5条の3第2項2号において消防庁長官が定める壁等、消防庁長官が定める基準として、26号通知の内容及び想定される一定のフェイルセーフ設計を取り入れたもの（類例として「緩衝帯」等）が令和6年消防庁告示第7号として示されています。この一定のフェイルセーフ設計については、告示第7号の第3から第5までの規定（26号通知の「廊下接続等の別棟扱い」の規定）と同等以上の措置が必要とされていますが、現状、具体には示されておりません。

5 おわりに

前述のとおり、今回の改正等については、建築防耐火別棟の適用を受ける令8条第2号（規則5条の3）以外、基本的に従前規定の法制化がメインとなっていることから、令8条第1号の壁、床等に係る貫通部規制は基本、従前のとおりとなっています。（平成7年消防予第53号通知が規則5条の2へと省令化されたもの）

また、防火対象物点検の点検基準の一部規定を免除する防火対象物として、令8条第2号に掲げる部分で区画されている一定の防火対象物が追加されました。これを受け、点検報告の様式を定める告示についても一部改正され、報告様式が改められています。点検要領についても一部改正（令第8条第2号が新設されたことによる文言整理）されておりますので、会員の皆様方におかれましては、この点、ご留意いただきたいと思います。

6 参考

消防法施行令第8条

消防法施行規則第5条の2（開口部のない耐火構造の壁等）

消防法施行規則第5条の3（防火上有効な措置等）

令和6年消防庁告示第7号（防火上有効な措置が講じられた壁等の基準）

令和6年3月29日消防予第155号（運用通知）

令和6年3月29日消防予第156号（貫通配管運用通知）

消防法施行規則第4条の2の6（防火対象物の点検基準）

平成14年消防庁告示第8号（消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式）

令和6年3月29日消防予第157号（消防用設備等の試験基準及び点検要領並びに防火対象物点検の点検要領の一部改正について）

平成14年12月13日消防安第125号（消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等について）

昭和50年3月5日消防安第26号（消防用設備等の設置単位について）【予第155号通知にて廃止】

平成7年3月31日消防予第53号（令八区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて）【予第155号通知にて廃止】

表彰の栄誉に輝いた方々

令和5年度（一財）神奈川県消防設備安全協会理事長表彰

当協会では、消防用設備等の設置・維持管理及び各種工事に関し、永年にわたり適正な業務を行った方又は適正な業務の推進に尽力した方等に対して、平成13年度から理事長表彰を行っています。

表彰は表彰規程のいずれかに該当する個人及び事業所について行うものです。

- 1号該当：永年にわたり、消防用設備等の適正な設置・維持管理に尽力し、保守業務の推進と適正化に多大な貢献のあった者
- 2号該当：当協会の役員又は職員として、永年にわたり協会の業務の推進に尽力し、社会公共の福祉の発展に多大な貢献のあった者
- 3号該当：点検済表示登録会員で、消防用設備等点検済表示制度の積極的な推進と公正な運用に尽力し、保守業務の適正化に多大な貢献のあった事業所
- 4号該当：消防用設備等の点検業務等を高度な基準で履行され、多年にわたり優良点検事業所として認定され、業界の躍進の一助となるなど多大な功績のあった事業所

令和5年度の表彰にあたりましては、協会の理事、評議員で構成する「理事長表彰選考委員会」において選考を行い、受賞者を決定いたしました。理事長表彰の受賞者は次のとおりです。

受 賞 者（五十音順 敬称略）

石塚 潤	（新日商事株式会社	代表取締役）	1号
渋谷 明久	（有限会社高千穂防災	代表取締役）	1号
清水 勉	（株式会社清水商工	代表取締役）	1号
平本 良一	（共和防災設備株式会社	代表取締役）	1号
牧嶋 信茂	（株式会社新和防災	代表取締役）	1号
米元 輝夫	（晃洋商事株式会社	営業部長）	1号
ALSOK 昇日セキュリティサービス株式会社	（代表取締役 田中 順）	3号	
株式会社東神防災工業	（代表取締役 邑上 一弥）	4号	

優良点検事業所認定制度の活用を！

○ 優良点検事業所認定制度とは！

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている表示登録会員の事業所を、『優良点検事業所』として認定する当協会独自の制度です。

○ 手続き、立会調査、審査は！

当協会に認定の申請をすると、防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員が点検に立会い、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などをチェックします。その後、別に組織する「認定等委員会」で審査され、優良点検事業所としての認定・不認定が決定されます。

○ 制度のメリットは！

この制度は、神奈川県内の消防機関にもご認識いただいていることから、点検を業とする多くの事業所が、優良点検事業所として認定されることにより、防火対象物の関係者の信頼を得るとともに、点検現場の労働環境の改善や点検に携わる人々の社会的地位の向上が期待され、業界全体の躍進の一助につながるものです。

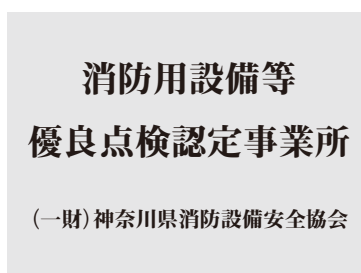
○ 優良点検事業所に認定されると！

優良点検事業所として認定されますと、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定証」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。

また、防火対象物には、表示プレートが無償で貸与されます。



認定証



金ラベル証

※「金ラベル証」は、消防用設備等点検結果報告書（正副）の様式右下に貼付できます。



表示プレート

○ 対象地域は！

平成28年度からの制度開始から約1年間は、横浜市、川崎市及び相模原市を対象として実施してきましたが、平成29年8月1からは、より多くの事業所及び防火対象物が制度の対象となるよう、神奈川県内全域を対象としています。

優良点検事業所「認定一覧」

(順不同)

認 定 日	事業所名	住 所	電話番号
2024年 3 月18日 (再)	相日防災株式会社 横浜本店	横浜市泉区緑園 7-7-8	045-811-1390
2024年 3 月18日 (再)	株式会社 清水商工	横浜市都筑区東方町44	045-472-3488
2024年 3 月18日 (再)	株式会社 ニチナンメンテ	横浜市港北区日吉 7-6-30	045-560-6601
2022年10月29日 (再)	株式会社 栄広プロビジョン	横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1	045-312-3883
2022年10月29日 (再)	株式会社 マルヤマ	横浜市磯子区磯子 3-1-40	045-761-4317
2022年10月29日 (再)	株式会社 赤塚防災設備	川崎市川崎区藤崎 1-24-17	044-244-0064
2022年10月29日 (再)	株式会社 ハマ防災	横浜市磯子区広地町 7-4	045-751-6383
2023年 2 月18日 (再)	アラームマネジメント株式会社	相模原市中央区星が丘 4-2-25 センチュリー星が丘401号	090-8568-4427
2023年 2 月18日 (再)	有限会社 ヤマト消防設備	横浜市西区平沼 1-18-2	045-322-7651
2023年 6 月22日 (再)	株式会社 東神防災工業	横浜市南区六ツ川 2-9-18	045-715-0363
2023年 6 月22日 (再)	株式会社 網代防災設備	横浜市神奈川区神大寺 3-1-35	045-481-8448
2023年 6 月22日 (再)	株式会社 アキタ	相模原市南区相模台 6-17-20	042-744-4968
2023年 6 月22日 (再)	さくら防災有限会社	横浜市旭区二俣川 1-79-26	045-392-1078
2023年 6 月22日 (再)	共栄防災設備株式会社	横浜市神奈川区白幡東町14-7	045-434-1123

* 認定日の欄中の(再)は、優良点検事業所として再認定された年月日を示します。

令和6年度第1回理事会・評議員会の概要

令和6年度第1回の理事会及び令和6年度第1回評議員会をそれぞれ開催しました。

- ・第1号議案 令和5年度事業報告について
- ・第2号議案 令和5年度決算について
- ・第3号議案 役員等の選任について

令和5年度事業の実施結果概要

消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を図ることはもとより、地域社会における被害の軽減と社会公共の福祉の増進に寄与するため、各種の事業を実施しました。

1 各種講習事業

(1) 消防設備点検資格者講習

点検資格者の資格を付与する講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1種	6/6～6/8	12/5～12/7	3/5～3/7	319	307
2種	6/13～6/15	12/12～12/14	3/12～3/14	291	271
計				610	578

(2) 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日、又は消防設備点検資格者再講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年を経過する日までの期間に該当する者を対象とした講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

種 別	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1種	7/19・8/8	1/23・1/25・2/20	459	454
2種	7/20・8/9	1/24・1/26・2/21	469	465
計			928	919

(3) 消防設備士受験準備講習

種別	実施日	申請者	受講者
4類	6/21	4	4
6類	6/22	21	21
計		25	25

(4) 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に、又はその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
消火設備	10/3・10/12・11/8・11/16	488	487
警報設備	10/4・10/11・10/17・10/19・11/9・11/15	972	963
避難設備・消火器	10/5・10/13・10/18・11/7・11/14	793	777
計		2,253	2,227

(5) 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を付与する講習で、(一社)電池工業会からの委託を受けて実施しました。

講習日	講習会場	申請者数	受講者数
11月29,30日	神奈川県電気工事会館	110	101

・受講者数 101名 (11/29・11/30)

(6) 防火・防災管理講習

防火管理者、防災管理者の資格を付与する講習で、(一財)日本防火・防災協会からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
甲種防火管理 新規講習	4/10・11、5/11・12、5/25・26、 6/29・30、7/13・14、7/24・25、 8/24・25、11/1・2、 令和6年1/15・16、2/7・8、3/18・19	1,360	1,113
甲種防火管理 再講習	6/26	40	33
乙種防火管理 新規講習	4/21、6/28、8/23	317	253
防災管理講習	6/27	86	78
防火・防災管理 新規講習	7/27・28、8/17・18、 9/12・13	329	272
計	19回	2,132	1,749

(7) 消防設備実技・実務研修会

消防用設備等セミナー (一般財団法人日本消防設備安全センターと共催)

実施日・場所：令和5年9月1日 かながわ労働プラザ

対象・出席人数：当協会会員、表示登録会員、消防職員等 109名

内容：「川崎市消防局における査察執行体制について」

川崎市消防局予防部査察課長

「最近の消防法令等の改正及び消防用設備等の点検・点検報告時の留意事項並びに消防用設備等の奏功・事故事例について」

日本消防設備安全センター

2 普及啓発事業等

(1) 会員制度維持事業

講習会・研修会開催等の情報提供を行うとともに、消防設備会報を年2回発行

(2) 消防用設備点検報告制度普及推進事業

ア 消防用設備等点検済表示管理委員会

平成8年7月に発足し、県内消防機関、防火対象物関係者、消防設備メーカー、当協会職員の34名の委員により構成され、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議等を行っています。

開催年月日：令和5年7月11日、令和6年1月23日

＜小委員会＞

消防用設備等点検制度に係る諸事項について小委員会を開催（委員7名）

開催年月日：令和5年10月26日

イ 優良点検事業所認定等委員会

優良点検事業所の（再）認定の可否について審議する委員会を開催（委員7名）

令和5年度は優良認定事業所として新規は0件、再認定は8件ありました。

開催年月日：令和5年6月12日、令和6年2月2日

ウ 点検済票交付事業

消防用設備等点検済表示制度に基づき、消火器用、消火器以外の『点検済票』の発行・交付を行いました。

令和5年度の交付実績 1,321,710枚

エ 点検推進指導員派遣

点検推進指導員 3名

防火対象物における消防用設備等点検業務の立会いは、コロナ感染拡大防止のため中止しました。

オ その他普及啓発事業

①県社会福祉協議会発行の「福祉タイムズ」6月号に点検済表示制度について広報

②県ビルメンテナンス協会発行の「KBM 会報」（年3回発行）に点検済表示制度について広報

③川崎市消防音楽隊定期演奏会に協賛し、点検済表示制度について広報

3 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セーフティマーク）等頒布斡旋事業

防火対象物定期点検報告制度に係る次の頒布斡旋を行いました。

『防火基準点検済証』（8件）

『防火優良認定証』（21件）

- 『防災基準点検済証』（2件）
- 『防災優良認定証』（2件）
- 『防火・防災基準点検済証』（5件）
- 『防火・防災優良認定証』（4件）

4 各種会議の開催

(1) 理事会、評議員会

ア 理事会

第1回：令和5年5月、第2回：令和6年3月

イ 評議員会

令和5年5月

(2) 消防・防災関係機関会議、関東ブロック会議、全国会議

ア 神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課との連絡調整を行いました。

- ・令和5年度神奈川県消防設備士法定講習の事務を受託しました。
- ・法令改正、各種通達の情報提供を受けました。

イ 一般財団法人日本消防設備安全センターとの関係

- ・賛助会員として安全センター事業に協力しました。
- ・点検資格者本講習、同再講習等に係る委託契約を締結し、講習会を実施しました。
- ・安全センター取扱保険（消防設備点検業者損害賠償保険、消防防災福利厚生支援事業）の加入促進及び手続事務を実施しました。
- ・消防設備関係講習の講師等に対する事故保険に加入しました。
- ・安全センター作成ポスター、しおり、月刊フェスク等の提供を受けました。
- ・安全センター発刊の参考図書・各種講習用テキストの供給を受けました。
- ・安全センターの「消防防災福利厚生支援事業運営委員会」の委員として役員を派遣し、事業に協力しました。

ウ 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会との関係

1都9県で構成する連絡協議会の総会、代表者会議、事務局長会議等に監事（会長）として出席し、安全センター、他県協会との情報交換を積極的行いました。

エ その他の関係機関との関係

（公財）川崎市消防防災指導公社に、理事及び評議員として役員を派遣しました。

一 役員等の選任

令和6年度第1回の理事会及び評議員会において、任期満了又は所属の人事異動等に伴い新たな理事及び評議員の選任が行われました。

7月末現在の理事・監事・評議員は、以下の名簿のとおりです。

(一財) 神奈川県消防設備安全協会役員名簿

(令和6年7月末現在 業種別 理事・監事 敬称略)

役 職	区 分	氏 名	所 属・会社名	所属役職
理 事 長	消防用設備・機器	黒 澤 麻 志	相日防災株式会社	代表取締役社長
副理事長	電 気 設 備	山 口 宏	(一社) 神奈川県電業協会 株式会社共栄社	会長 代表取締役社長
〃	管 工 事・空 調	石 田 隆	神奈川県管工事協同組合連合会 神中工業株式会社	会長 代表取締役社長
理 事	消防用設備・機器	土 田 敬 介	ニッタン株式会社横浜支社	支社長
〃	〃	中 川 龍太郎	モリタ宮田工業株式会社	代表取締役社長
〃	〃	小 山 賀 久	ホーチキ株式会社横浜支店	支店長
〃	〃	伊 藤 睦	能美防災株式会社横浜支社	支社長
〃	〃	石 田 正	神奈川県防災消防協同組合 株式会社アトラス	理事長 代表取締役
〃	〃	竹 洞 勉	防災かながわ協同組合 株式会社東弘商会	代表理事 取締役会長
〃	〃	山 内 隆	株式会社河本総合防災	代表取締役社長
〃	〃	西 津 英 二	株式会社栄広プロビジョン	代表取締役
〃	電 気 設 備	加 藤 哲 郎	(一社) 神奈川県電業協会 協成電気株式会社	副会長 代表取締役
〃	〃	鈴 木 和 彦	神奈川県電気工事工業組合 株式会社イスズ	理事長 代表取締役会長
〃	管 工 事・空 調	野 崎 徹	神奈川県管工事協同組合連合会 野崎工業所	副会長 代表取締役社長
〃	公 社・協 会	川 越 美 行	(一社) 神奈川県経営者協会	専務理事
〃	〃	原 田 俊 一	(公財) 川崎市消防防災指導公社	理事長
常務理事	〃	松 村 幸 弘	(一財) 神奈川県消防設備安全協会	事務局長
監 事	消防用設備・機器	邑 上 一 弥	横浜市防災機器販売協同組合 株式会社東神防災工業	副理事長 代表取締役
〃	電 気 設 備	立 山 亘 嗣	神奈川県電気工事工業組合	事務局長

※ 理事会及び評議員会以降、交代があった方については、出来る限り反映しています。

(一財) 神奈川県消防設備安全協会評議員名簿

(令和6年7月末現在 業種別 評議員 敬称略)

区 分	氏 名	所 属・会社名	所属役職
消 防 機 関	伊 藤 賢 司	横浜市消防局 (消防長会横浜地区長)	予防部長
〃	小 金 澤 貴 史	川崎市消防局 (消防長会川崎地区長)	予防部長
〃	三 澤 誠	相模原市消防局 (消防長会相模原地区長)	消防部長
〃	竹ノ谷 直 人	鎌倉市消防本部 (消防長会三浦半島地区長)	予防課長
〃	工 藤 秀 明	藤沢市消防局 (消防長会湘南地区長)	参事兼予防課長
〃	奥 川 誠 二	小田原市消防本部 (消防長会県西地区長)	副消防長
〃	小 林 将 純	綾瀬市消防本部 (消防長会県央地区長)	予防課長
消防用設備・機器	大 井 達	相模原市防災設備協同組合 相模設備工業株式会社	代表理事 代表取締役
〃	佐 藤 康 司	横浜市防災機器販売協同組合 有限会社佐藤防災商会	代表理事 代表取締役
〃	武 者 恵 吾	川崎市消防設備協同組合 晃洋商事株式会社	理事長 代表取締役
〃	清 水 廣 司	株式会社清水商工	取締役会長
〃	木 内 忠	共栄防災設備株式会社	代表取締役
〃	太 田 真 悟	株式会社渡辺武商店湘南支店	支店長
電 気 設 備	湯 川 正 純	神奈川県電気工事工業組合 株式会社ヘルツ	副理事長 代表取締役
〃	松 田 茂	一般社団法人神奈川県電業協会 株式会社江電社	常任理事 代表取締役会長
管 工 事・空 調	鈴 木 千 明	横浜市管工事協同組合	専務理事
〃	鈴 野 和 重	一般社団法人神奈川県空調衛生工業会	専務理事
防火対象物関係者	大 津 一 洋	一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会	理事
〃	久 保 添 晴 彦	三菱重工業株式会社横浜製作所	所長代理
〃	倉 田 雅 史	一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会 株式会社東海ビルメンテナンス	副会長 代表取締役社長
関 連 団 体	山 田 裕 之	公益社団法人横浜市防火防災協会	専務理事
〃	小 川 喜 平	公益社団法人相模原市防災協会	理事長
〃	野 本 敏 明	公益財団法人神奈川県消防協会	会長
〃	野 田 佳 孝	一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会	専務理事

※ 理事会及び評議員会以降、交代があった方については、出来る限り反映しています。

令和6年度事業の概要

◎ 各種講習事業

- ・消防設備点検資格者講習
- ・消防設備点検資格者再講習
- ・消防設備士法定講習
- ・防火・防災管理講習
- ・蓄電池設備整備資格者講習

◎ 普及啓発事業・情報提供事業

各種の普及啓発事業を実施してまいります。主な普及啓発事業は次のとおりです。

(1) 消防設備会報の発行

- ・会員を対象に年2回発行

(2) 防災情報の発信

- ・消防用設備等の点検報告制度、点検済表示制度の周知

(3) ホームページでの情報提供＜ <https://www.02-ksk.or.jp> ＞

- ・協会の事業紹介、各種講習会等のお知らせ

◎ 行政機関及び関係機関・団体との連携調整事業

(1) 神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課との連絡調整

- ・消防法令の改正、各種通知・通達等資料の提供を受けるとともに、協会運営について適宜指導を受けます。
- ・消防設備士法定講習業務を受託実施します。

(2) 消防機関との連携、消防機関への協力

- ・消防機関の指導を適宜仰ぐとともに、緊密に連携して、実効ある事業の推進に努めていきます。

(3) (一財) 日本消防設備安全センターとの連携

- ・各種講習会を受託実施します。
- ・消防用設備等点検済表示制度についての指導を受けます。
- ・(一財) 日本消防設備安全センターの各種保険の事務を取り扱います。

(4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して各都県協会との連絡調整

- ・ 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して、各都県協会との情報交換・共同事業を推進します。

◎ 消防用設備等点検済表示制度推進事業

- ・ 消防用設備等点検済表示制度に基づく点検済票の交付を行います。
- ・ 防火対象物の消防用設備等点検時に点検推進指導員を派遣し立会います。
- ・ 優良点検事業所等の認定制度を推進します。

◎ 協会理事長表彰

協会の業務推進についての協力、消防用設備等の設置・適正な維持管理に尽力、優れた業績を有する個人及び事業所に対し、理事長表彰を行います。

- ・ 永年にわたり、消防用設備等に関する各種工事整備点検等の業務に従事し、他の模範となる
と認められる者
- ・ 消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有す事業所

◎ 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋事業

- ・ 防火対象物定期点検報告制度に係る「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」等の頒布、
斡旋を行います。

令和5年度 消防設備士等試験実施結果

消防設備士試験 第1回

(令和5年6月25日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特 類	20	17	3	85.0%	4	13	23.5%
	第1類	143	106	37	74.1%	24	82	22.6%
	第2類	34	19	15	55.9%	8	11	42.1%
	第3類	48	36	12	75.0%	16	20	44.4%
	第4類	172	135	37	78.5%	42	93	31.1%
	第5類	48	41	7	85.4%	9	32	22.0%
	小 計	465	354	111	76.1%	103	251	29.1%
乙種	第1類	31	29	2	93.5%	7	22	24.1%
	第2類	12	10	2	83.3%	6	4	60.0%
	第3類	23	21	2	91.3%	10	11	47.6%
	第4類	94	72	22	76.6%	22	50	30.6%
	第5類	26	23	3	88.5%	5	18	21.7%
	第6類	335	255	80	76.1%	115	140	45.1%
	第7類	61	50	11	82.0%	36	14	72.0%
小 計		582	460	122	79.0%	201	259	43.7%
合 計		1,047	814	233	77.7%	304	510	37.3%

消防設備士試験 第2回

(令和5年10月1日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特 類	19	16	3	84.2%	7	9	43.8%
	第1類	135	95	40	70.4%	36	59	37.9%
	第2類	41	34	7	82.9%	7	27	20.6%
	第3類	53	37	16	69.8%	5	32	13.5%
	第4類	211	151	60	71.6%	72	79	47.7%
	第5類	58	43	15	74.1%	23	20	53.5%
	小 計	517	376	141	72.7%	150	226	39.9%
乙種	第1類	47	41	6	87.2%	9	32	22.0%
	第2類	11	10	1	90.9%	3	7	30.0%
	第3類	26	21	5	80.8%	1	20	4.8%
	第4類	112	91	21	81.3%	32	59	35.2%
	第5類	31	27	4	87.1%	14	13	51.9%
	第6類	245	172	73	70.2%	60	112	34.9%
	第7類	40	31	9	77.5%	17	14	54.8%
小 計		512	393	119	76.8%	136	257	34.6%
合 計		1,029	769	260	74.7%	286	483	37.2%

消防設備士試験 第3回

(令和6年3月20日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特 類	26	19	7	73.1%	2	17	10.5%
	第1類	174	127	47	73.0%	49	78	38.6%
	第2類	101	67	34	66.3%	24	43	35.8%
	第3類	129	95	34	73.6%	40	55	42.1%
	第4類	267	196	71	73.4%	80	116	40.8%
	第5類	85	68	17	80.0%	30	38	44.1%
	小 計	782	572	210	73.1%	225	347	39.3%
乙種	第1類	49	40	9	81.6%	13	27	32.5%
	第2類	10	10	0	100.0%	1	9	10.0%
	第3類	35	24	11	68.6%	3	21	12.5%
	第4類	220	163	57	74.1%	60	103	36.8%
	第5類	41	28	13	68.3%	10	18	35.7%
	第6類	464	350	114	75.4%	105	245	30.0%
	第7類	86	71	15	82.6%	47	24	66.2%
小 計		905	686	219	75.8%	239	447	34.8%
合 計		1,687	1,258	429	74.6%	464	794	36.9%

令和5年度 消防設備士試験実施結果

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特 類	65	52	13	80.0%	13	39	25.0%
	第1類	452	328	124	72.6%	109	219	33.2%
	第2類	176	120	56	68.2%	39	81	32.5%
	第3類	230	168	62	73.0%	61	107	36.3%
	第4類	650	482	168	74.2%	194	288	40.2%
	第5類	191	152	39	79.6%	62	90	40.8%
	小 計	1,764	1,302	462	73.8%	478	824	36.7%
乙種	第1類	127	110	17	86.6%	29	81	26.4%
	第2類	33	30	3	90.9%	10	20	33.3%
	第3類	84	66	18	78.6%	14	52	21.2%
	第4類	426	326	100	76.5%	114	212	35.0%
	第5類	98	78	20	79.6%	29	49	37.2%
	第6類	1,044	777	267	74.4%	280	497	36.0%
	第7類	187	152	35	81.3%	100	52	65.8%
小 計		1,999	1,539	460	77.0%	576	963	37.4%
合 計		3,763	2,841	922	75.5%	1,054	1,787	37.1%

令和5年度 一般危険物取扱者試験実施結果

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲 種		1,610	1,364	246	84.7%	516	848	37.8%
乙種	第1類	278	255	23	91.7%	156	99	61.2%
	第2類	283	270	13	95.4%	200	70	74.1%
	第3類	334	309	25	92.5%	223	86	72.2%
	第4類	6,118	5,287	831	86.4%	2,153	3,134	40.7%
	第5類	401	377	24	94.0%	222	155	58.9%
	第6類	315	300	15	95.2%	244	56	81.3%
	小 計	7,729	6,798	931	88.0%	3,198	3,600	47.0%
丙 種		158	137	21	86.7%	99	38	72.3%
合 計		9,497	8,299	1,198	87.4%	3,813	4,486	45.9%

——点検済表示制度の推進——

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分とはいえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物の状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。令和5年度のラベル交付枚数は1,321,710枚で、前年度より276,460枚の増加という状況でした。

当協会では、このような状況を踏まえ、この制度の一層の充実を図るため、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところでもあります。

令和5年度のこの制度に係る主な推進事業は、

- ①点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ②優良点検事業所認定制度の推進
- ③制度推進のための普及啓発（広告、行事参加等）

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いします。

点検済表示登録会員数

区 分	令和5年3月末会員数	令和6年3月末会員数
1号表示会員	246	247
2号表示会員	6	6
合 計	252	253

—— 消火器用 ——



—— 消火器以外の設備用 ——



消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿

(令和6年7月末現在 敬称略)

職 名	氏 名	所 属	役 職
委 員 長	神 原 祥 司	横 浜 市 消 防 局	指 導 課 長
副 委 員 長	浅 井 国 春	川 崎 市 消 防 局	査 察 課 長
副 委 員 長	野 口 深 雪	相 模 原 市 消 防 局	参 事 兼 予 防 課 長
委 員	中 村 哲	横 須 賀 市 消 防 局	予 防 課 長
委 員	秦 野 貴 史	藤 沢 市 消 防 局	査 察 指 導 課 長
委 員	鈴 木 健 弘	平 塚 市 消 防 本 部	消防次長兼予防課長
委 員	竹ノ谷 直 人	鎌 倉 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	奥 川 誠 二	小 田 原 市 消 防 本 部	副消防長（予防課長事務取扱）
委 員	甲 和 洋	茅 ヶ 崎 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	鹿 目 幸 男	逗 子 市 消 防 本 部	消 防 予 防 課 長
委 員	池 田 幸 平	厚 木 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	岩 崎 紀 江	大 和 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	高 橋 陽 一	泰 野 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	森 屋 和 則	伊 勢 原 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	井 沢 隆	座 間 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	外 園 太 郎	海 老 名 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	小 林 将 純	綾 瀬 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	古 正 幸 司	大 磯 町 消 防 本 部	消 防 総 務 課 長
委 員	北 村 嘉 浩	葉 山 町 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	上 村 洋 平	湯 河 原 町 消 防 本 部	警 防 課 長
委 員	神 尾 叔 男	箱 根 町 消 防 本 部	消 防 次 長
委 員	秋 澤 孝 治	二 宮 町 消 防 本 部	消 防 課 長
委 員	松 川 清 一	愛 川 町 消 防 本 部	消 防 課 長
委 員	杉 本 正 之	能 美 防 災 (株) 横 浜 支 社	CSサービスク長
委 員	平 野 康 司	モリタ宮田工業(株)営業本部機器事業部本店営業部	営 業 1 課 長
委 員	清 水 廣 司	(株) 清 水 商 工	取 締 役 会 長
委 員	石 田 正	神 奈 川 県 防 災 消 防 協 同 組 合	理 事 長
委 員	竹 洞 勉	防 災 か な が わ 協 同 組 合	代 表 理 事
委 員	佐 藤 康 司	横 浜 市 防 災 機 器 販 売 協 同 組 合	代 表 理 事
委 員	大 井 達	相 模 原 市 防 災 設 備 協 同 組 合	代 表 理 事
委 員	武 者 恵 吾	川 崎 市 消 防 設 備 協 同 組 合	理 事 長
委 員	松 村 幸 弘	(一財) 神 奈 川 県 消 防 設 備 安 全 協 会	常 務 理 事

防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

表示の種類：防火基準点検済証	防火優良認定証
防災基準点検済証	防災優良認定証
防火・防災基準点検済証	防火・防災優良認定証

■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では、防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検の実施者：防火対象物点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて要否が定められています（消防法施行令第4条の2の2参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化されました（平成21年6月1日施行）。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検の実施者：防災管理点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1のうち、用途・階数・延べ面積に応じて要否が定められています（消防法施行令第46条、第4条の2の4参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

■点検済表示制度

◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時に行い、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示（平成24年6月1日から適用）

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示（平成24年6月1日から適用）

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



■表示までのフロー

●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い） → 納品 → 表示

●防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い） → 納品 → 表示

■表示の種類と頒布価格

表示の種類		仕様（【1】～【6】の説明）		価格
防火基準点検済証	A＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	①	①＝厚4mm・重380g ・文字プレート差込式 ②＝厚3mm・重610g ・文字刻印式 ③＝厚3mm・重230g ・文字刻印式 ④＝厚1mm・重110g ・文字シール式・塩ビ ⑤＝厚3mm・重280g ・文字刻印式 ⑥＝縦5.5cm・横20cm	4,200円
	N＝壁貼付式	④		1,600円
防災基準点検済証	I＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	⑤		5,400円
	J1＝壁掛式（額縁込）	②		7,300円
	J2＝J1の額縁不要のもの	③		5,400円
防火・防災基準点検済証	O＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	⑤		4,200円
	P1＝壁掛式（額縁込）	②		6,000円
	P2＝P1の額縁不要のもの	③		4,000円
防火優良認定証	L＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	⑤		5,000円
	M1＝壁掛式（額縁込）	②		6,800円
	M2＝M1の額縁不要のもの	③		4,900円
防災優良認定証	Q＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	⑤		5,400円
	R1＝壁掛式（額縁込）	②		7,200円
	R2＝R1の額縁不要のもの	③		5,200円
防火・防災優良認定証	X＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	⑤		4,200円
	Y1＝壁掛式（額縁込）	②		6,400円
	Y2＝Y1の額縁不要のもの	③		4,000円
文字プレート	H＝A用	⑥		1,300円

備考

- 1 サイズ：A4（縦297mm 横210mm）
- 2 材質：表面＝透明アクリル、背面＝塩化ビニール（N＝透明塩化ビニール）
- 3 価格：文字記入の費用及び消費税が含まれています。
- 4 送料：別途必要です（文字プレート（H）のみ購入時は無料）。
- 5 B1・J1・P1・M1・R1・Y1：額縁とセットとなっています。
- 6 B2・J2・P2・M2・R2・Y2：手持ちの額縁がある場合にご利用ください。
- 7 壁掛式：背面に壁掛け用の紐があり、スタンド用の脚がないものです。
壁貼付式：裏面に両面テープがついており、ご自分で貼るものです。
スタンド式：裏面にスタンド用の脚が付いています。
- 8 A：文字の部分がプレート差込式（文字プレート（H）を使用）となっています。
- 9 H：1年ごとの更新時にご利用ください（初回購入時は本体に含まれています）。

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へ FAX にてお申込みください。

防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証

⇒様式1-1、様式2-1 と必要書類

防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

⇒様式2-1、様式2-2 と必要書類

納 期：入金確認後2週間程度を要します。

支払方法及び送料：銀行振込（前払い）

申込受付後、協会より請求書を送付します。

送料については次のとおりです。

1個～4個（3kg未満） 665円

5個～9個（5kg未満） 932円

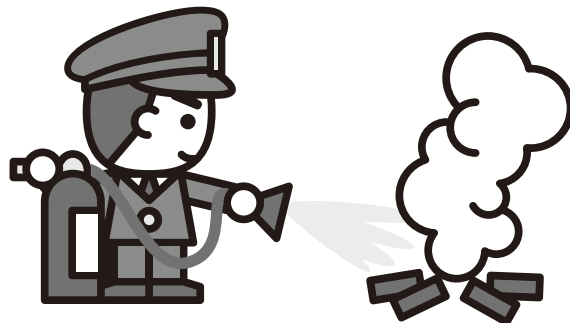
10個以上（10kg未満） 1,162円

申込用紙：当協会のホームページからダウンロードしてください。

U R L：https://www.02-ksk.or.jp

— 2 0 2 4 年度全国統一防火標語 —

**守りたい 未来があるから
火の用心**



〈令和6年1月以降の主な通知等〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第2号	1月17日	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令の公布について
消防予第28号	1月26日	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について
消防予第37号	1月26日	消防庁予防課長	「「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件」の運用について」の一部改正について
事務連絡	1月26日	消防庁予防課	防火対象物実態等調査に関する調査報告要領等の一部改正について（情報提供）
消防予第38号	1月26日	消防庁予防課長	「消防設備士講習のオンライン化の推進について」の一部改正について
消防予第39号	1月26日	消防庁予防課長	「消防設備士免状に関する事務処理要領等について」の一部改正について
事務連絡	1月26日	消防庁予防課	基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）
事務連絡	2月14日	消防庁予防課	「日々の防火・防災」（講師派遣）等のご案内の送付について
事務連絡	2月28日	消防庁総務課	令和6年度消防庁広報施策テーマについて
事務連絡	3月1日	消防庁予防課	消防設備士講習に係る指定講習機関の指定について（情報提供）
消防予第108号	3月1日	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について
消防予第109号	3月1日	消防庁予防課長	「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」の一部改正について
事務連絡	3月27日	消防庁予防課	住宅用火災警報器等の配布モデル事業への協力について
消防予第155号	3月29日	消防庁予防課長	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について
消防予第157号	3月29日	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要領並びに防火対象物点検の点検要領の一部改正について
消防予第158号	3月29日	消防庁予防課長	消防用設備等に係る通知の改正について
消防消第122号 消防予第234号 消防危第119号	4月26日	消防庁消防・救急課長 予防課長 危険物保安室長	電気施設等における警防活動時等の留意事項について
事務連絡	6月10日	消防庁予防課	蛍光ランプ交換に関する安全啓発リーフレットの送付について
消防予第318号	6月28日	消防庁予防課長	二酸化炭素消火設備の閉止弁の設置状況に係る調査結果等について
消防災第141号	6月28日	消防庁国民保護・防災部防災課長	令和6年度総合防災訓練大綱について
消防予第325号	7月1日	消防庁予防課長	住宅用火災報知器の設置状況等調査結果（令和6年6月1日時点）について
消防参第150号	7月5日	消防庁国民保護・防災部参事官	第27回全国消防救助シンポジウムの開催について

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
報道資料	7月23日	消防庁	火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布
消防予第363号	7月23日	消防庁予防課長	火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等の運用上の留意事項について

協会からのお知らせ

第1種・第2種消防設備点検資格者講習実施日程

第1種	令和6年12月3日～5日	（申請期間 令和6年9月30日～10月11日）
第2種	令和6年12月10日～12日	
第1種	令和7年3月4日～6日	（申請期間 令和7年1月上旬予定）
第2種	令和7年3月11日～13日	

第1種・第2種消防設備点検資格者再講習実施日程

第1種	令和6年12月18日	（申請期間 令和6年10月14日～25日）
第2種	令和6年12月19日	
第1種	令和7年1月21日	（申請期間未定）
第2種	令和7年1月22日	
第1種	令和7年2月26日	
第2種	令和7年2月27日	

点検推進指導員派遣制度について

県内の防火対象物における消防用設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し、点検業務に立ち会う制度を実施して、県民の「安全・安心」を支援します。

点検推進指導員派遣制度の流れ

◎点検立会の依頼

建物オーナー、防火管理者及び点検事業者から依頼します。

◎点検実施状況の確認

点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。

◎点検立会確認の通知

点検立会確認書を建物オーナー、防火管理者及び点検事業者に通知します。



優良点検事業所認定制度について

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員事業所を、『優良点検事業所』として認定します。

優良点検事業所認定制度の流れ

◎優良点検事業所認定の申請

点検事業者から申請します。

◎点検実施状況の確認

点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。

◎優良点検事業所の認定

点検推進指導員の確認結果をもとに、認定等委員会で認定（不認定）されます。

認定後は、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定証」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。

消防用設備等
優良点検認定事業所
(一財)神奈川県消防設備安全協会

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail: info@02-ksk.or.jp